

# お知らせ

## 入院、高額な外来診療を受けるときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

1. 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

医療費の支払いは、自己負担限度額までとなり、自己負担限度額は所得区分により異なります。

### 《70歳未満の方の自己負担限度額（月額）》

所得区分	高額療養費の自己負担限度額	
	3回目まで	過去1年以内に4回以上の場合
一般世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
上位所得世帯※	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯もしくは住民税の未申告者がいる世帯

2. 世帯の国民健康保険加入者全員（国民健康保険に加入していない世帯主も含む）が住民税非課税の方

入院時の食事代を、所得区分が一般の場合と比較して減額できます。また、70歳以上の方は医療費の自己負担限度額が低くなります。

### 《入院時の食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の食事代（1食あたり）	
一般の方	260円	
70歳未満の住民税非課税の方及び70歳以上の低所得Ⅱの方	90日までの入院*	210円
	90日を超える入院*	160円
70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

\*過去12か月の入院日数

国民健康保険加入者で次に該当する方は、市の発行する認定証を医療機関の窓口にて提示することで、医療費などの軽減が受けられます。

◎低所得Ⅰ：各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯に属する方（70歳以上の方のみ）

◎低所得Ⅱ：低所得Ⅰ以外の世帯に属する方

### 《70歳以上の方の自己負担限度額（月額）》

所得区分	外来	外来+入院
一般の方	12,000円	44,400円
低所得Ⅱの方	8,000円	24,600円
低所得Ⅰの方	8,000円	15,000円

なお、すでに交付されている認定証は、有効期限が平成24年7月31日までとなっております。引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

☆手続きに必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 印かん（認印）

※1月2日以降に転入された方は、1月1日現在にお住まいであった市区町村の「所得証明書（非課税証明書）」をお持ちください。  
☆申請先 市役所市民課国民健康保険係又は各出張所

☎ 市民課国民健康保険係

(80) 1143

